

大館市総合評価落札方式試行要綱の運用について

建設工事に関する総合評価落札方式に係る事務手続等については、その円滑な運用を図るため、大館市総合評価落札方式試行要綱（以下「試行要綱」という。）を制定し、適用することとするが、その運用について次のとおり定めたので、試行要綱の運用に際しては留意すること。

- 第1 試行要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式試行要綱の実施の詳細については、当分の間、秋田県総合評価落札方式運用ガイドラインに定める事項を準用するものとする。